

滋賀県児童虐待防止計画（原案）について

1 策定の趣旨

- 本県では、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を進めていくため、令和 2 年 3 月に「滋賀県児童虐待防止計画」を改定し、令和 11 年度までの 10 年間を計画期間として事業を実施しているところです。
- こうした中、令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法において、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされるとともに、令和 6 年 3 月にこども家庭庁より、法改正の趣旨等を踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、令和 7 年度から令和 11 年度までを期間とする新たな計画を策定するよう通知がありました。
- こうした状況を踏まえ、取組の一層の促進を図るため、現行計画の進捗状況を検証するとともに、内容の見直しを行い、新たな計画を策定します。

2 計画の枠組

- (1) 計画期間：令和 7 年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)（5 年間）
 - (2) 計画の位置づけ
 - 「淡海子ども・若者プラン」における児童虐待防止対策を推進するための実施計画
 - 『『都道府県社会的養育推進計画』の策定について』（こども家庭庁通知）に基づく社会的養育推進計画
- ※新たな計画の策定をもって、現行計画は廃止する。

3 策定までの進め方

これまでから児童養護施設等を定期的に訪問し聴いてきている子どもの声を反映させるとともに、滋賀県子ども若者審議会 社会的養護検討部会における検討や市町、関係機関・団体等からの意見を踏まえて、計画を策定します。

4 策定スケジュール

令和 6 年(2024年) 5 月31日	第 1 回社会的養護検討部会
令和 6 年(2024年) 7 月10日	第 2 回社会的養護検討部会
令和 6 年(2024年) 9 月 3 日	第 3 回社会的養護検討部会
令和 6 年(2024年)10月 4 日	教育・子ども若者常任委員会(骨子案)
令和 6 年(2024年)10月23日	第 4 回社会的養護検討部会
令和 6 年(2024年)11月	市町意見照会
令和 6 年(2024年)12月	教育・子ども若者常任委員会(原案)
	県民政策コメント実施
令和 7 年(2025年) 1 月	第 5 回社会的養護検討部会
令和 7 年(2025年) 3 月	教育・子ども若者常任委員会(最終案)
	策定・公表



第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨

- 令和4年改正の児童福祉法において、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進
- 令和6年3月には、こども家庭庁より、既存の計画を全面的に見直し、新たな計画を策定するよう通知
- 上記を踏まえ、取組の一層の促進を図るため、現行計画の進捗状況を検証、内容の見直しを行い、新たな計画を策定

2. 計画の位置づけ

- 「淡海・子ども若者プラン」における児童虐待防止対策を推進するための実施計画
- 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(こども家庭庁通知)に基づく社会的養育推進計画

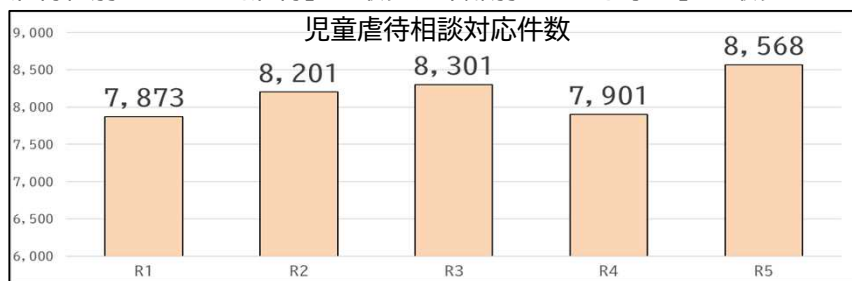
3. 計画の期間

- 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間

第2章 現状、国制度の動向

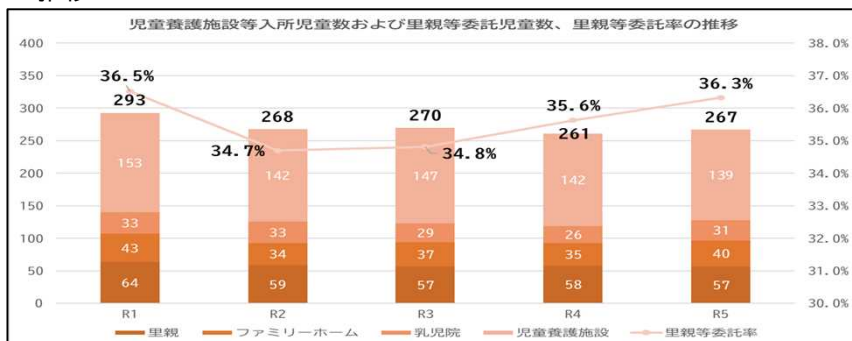
1. 児童虐待相談の状況

- 児童虐待相談対応件数(県+市町)は増加傾向 7,873件(R1)→8,568件(R5)
- 新型コロナ流行下においては、虐待リスクの高まり、深刻化、潜在化
- 虐待種別は「心理的虐待」が最多、年齢別では「小学生」が最多



2. 社会的養護の状況

- 乳児院や児童養護施設等への委託児童数：186人(R1) → 170人(R5)
- 里親やファミリーホームへの委託児童数：107人(R1) → 97人(R5)
- 里親等委託率：36.5%(R1) → 36.3%(R5)
- 近年、乳児院や児童養護施設、里親等のもとで暮らす子どもは約270人で推移



3. 今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 0～19歳の将来推計人口、現に代替養育を受けている子どもの割合をもとに推計すると、今後の代替養育を必要とする子ども数は減少傾向が続き、R11には248人となる見込み

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳から19歳の人口	253,210人	249,127人	244,656人	240,886人	237,116人	233,345人	229,575人
代替養育を必要とする子どもの人数	267人	266人	264人	261人	254人	252人	248人
3歳未満	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
3歳以上就学期前	45人	45人	43人	43人	41人	41人	41人
学童期以降	207人	206人	206人	203人	198人	196人	192人

※各年度における年齢別推計人口に、R6.4現在の代替養育割合(年齢別)を乗じて推計

- 上記等をもとに、R11において里親等への委託を必要とする子ども数を推計すると、全体で152人、里親等委託率は61.3%となる見込み

年齢区分	令和11年度	
	里親等委託数(人)	里親等委託率
3歳未満	12人	80.0%
3歳以上就学前	33人	80.5%
学童期以降	107人	55.7%
合計	152人	61.3%

4. 妊娠期から乳幼児期の状況

- 妊娠11週以内に妊娠届出している割合は96.4%、妊娠28週以降・分娩後に届出している割合は0.2%(R5年度)
- 乳幼児健診の受診率は、R2年度は新型コロナの影響で低下したが、R3年度以降は90%以上で推移
- 1歳6か月児健診時において、育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合が最も低い。

5. 国制度の動向

- R4.6 改正児童福祉法 成立(R6.4施行(一部除く))
- R4.12 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン
- R6.3 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

第3章 基本理念 ～目指す社会の姿～

子どもが安全・安心に暮らしていける社会の実現

目指す社会

- 全ての子どもが適切な養育を受け、心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸せに暮らせる社会
- 子どもの意見や思いが尊重され、その最善の利益が優先して考慮される社会
- 虐待を受けた子どもの自立に向け、切れ目のない支援が行われる社会

第4章 具体的な施策の推進

① 1. 妊娠前・妊娠期からの虐待予防、未然防止対策の強化

課題	基本目標	主な取組	指標
・ 虐待相談対応件数が増加傾向にある中、引き続き、児童虐待防止に係る啓発が必要 ・ 妊婦等が悩みを抱え込まないよう相談窓口の更なる周知が必要	児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもの頃から自身の体に関する正しい知識の普及や子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待の発生予防、未然防止の強化を進めます。	(1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成 ・ 市町や関係機関・団体、民間企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動 (2) 子どもへのプレコンセプションケア[※]の推進 (※ 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。) ・ 教育機関等の関係機関と連携し、子どもの頃からの健康づくりを行うとともに、予期せぬ妊娠を避けること、ライフサイクルの適した時期での妊娠・出産など、正しい知識の普及 (3) 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施 ・ 「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、「産後ケア事業」等の取組、民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用し、子育て世帯への支援を実施	地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業賛同企業・団体数 (R5)18団体 ⇒ (R11) 25団体 プレコンセプションケアについて知っている県民の割合 (R5) - ⇒ (R11) 20.0% 妊娠・出産について満足している人の割合 (R4)86.7% ⇒ (R11) 増加 育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合 (R4)78.1% ⇒ (R11) 90.0%

2. 児童虐待の早期発見・早期対応

課題	基本目標	主な取組	指標
・ 虐待予防、早期発見・対応のため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実することが必要 ・ 面前DVによる心理的虐待への対応のため、引き続き、配偶者暴力相談支援センター等と連携した支援が必要	児童虐待の重篤化を防ぐため、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。	(1) 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】 ・ 「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、「産後ケア事業」等の取組、民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用し、子育て世帯への支援を実施 (2) 配偶者等からの暴力による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応 ・ 子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもへの心理的なケアを実施	妊娠・出産について満足している人の割合【再掲】 (R4) 86.7% ⇒ (R11) 増加 育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合【再掲】 (R4)78.1% ⇒ (R11) 90.0% 児童虐待およびDVに関する相互理解研修を受講した担当課職員数(延べ) (R5) 224人 ⇒ (R11) 300人

第4章 具体的な施策の推進

3. 子どもの保護・ケア

課題	基本目標	主な取組	指標
- 里親等への委託推進のため、更なる里親登録増加に向けた取組が必要 - 児童養護施設の小規模・地域分散化等の推進や職員の専門性向上等への支援、児童自立支援施設等の高機能化等の検討等が必要 - 一時保護中における子どものケアの充実(学習機会の確保等)が必要	 社会的養護のもとで暮らす子どもたちの最善の利益が考慮され、安全・安心して生活できる場を提供します。	(1) 里親委託等の推進および里親への包括的な支援	里親等委託率 (R5)36.3% ⇒ (R11)61.3%
		里親支援センターや市町等と連携し、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など、里親登録の増加に向けた取組の実施	養育里親の新規登録世帯数 (R5) 21世帯/年 ⇒ 各年度 21世帯以上の新規登録
		(2) 特別養子縁組の推進	小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数 (R5) 77人(13か所) ⇒ (R11) 96人(16か所)
		家庭復帰が困難な場合、永続的で安定した家庭での養育を保障する観点から、特別養子縁組を推進。縁組成立後も、継続して当該家庭を支援	里親のもとや児童養護施設等において「安心して暮らすことができる」と感じている子どもの割合 (R5)67.1% ⇒ (R11)100.0%
		(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化	里親のもとや児童養護施設等において「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合 (R5)52.6% ⇒ (R11)100.0%
		- 児童養護施設の小規模かつ地域分散化等の環境改善や高機能化・多機能化の推進 - 児童自立支援施設や児童心理治療施設の高機能化、多機能化等体制のあり方について検討	乳児院および児童養護施設等における一時保護専用施設数 (R5) 3か所 ⇒ (R11) 4か所
		(重) (4) 子どもの権利擁護の推進	
		一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的に実施、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討	
		(5) 一時保護施設における子どものケア	
		一時保護施設の小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓・確保、子どもの状況や特性等に配慮した学習支援	

4. 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化

課題	基本目標	主な取組	指標
- 虐待の再発防止のための親への指導を行いつつ、引き続き、親子関係の修復に向けた取組の推進が必要 - 施設退所後においても順調に自立していけるよう、引き続き、きめ細かな支援が必要	 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の関係の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援します。	(1) 親子関係再構築支援の推進	地域養護推進事業における支援計画策定率 (R5)34.2% ⇒ (R11) 増加
		子どもや家族の意向を理解し、尊重しながら、市町や関係機関・団体と連携し、親子関係の再構築を支援	社会的養護のもとで暮らす子どものうち、学校外での学習や体験活動を通して「自分に自信が持てるようになった」子どもの割合 (R5)91.3% ⇒ (R11)100.0%
		(2) 子どもの自立支援の強化	
		児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して、生活支援、就労支援、居場所づくり等を実施	

第4章 具体的な施策の推進

5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援、関係機関との連携の強化

課題	基本目標	主な取組	指標
- 児童虐待相談が増加かつ複雑化、困難化する中、センターが専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や資質向上、職員を支援する仕組みづくりが必要 - 市町等との連携強化による子ども家庭相談体制の更なる充実が必要	子ども家庭相談センターの機能強化を図るとともに、市町における子ども家庭相談体制の構築の支援や関係機関との連携を強化し、県全体の子ども家庭相談体制の更なる充実を図ります。	(1) 子ども家庭相談センターの機能強化 - 児童虐待に係る相談対応件数が増加傾向にあり、かつ、内容が困難化・複雑化する中、児童虐待防止対策を更に進め、ため、子ども家庭相談センターの職員の人材確保・育成、定着支援等を実施 重(2) 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援 - 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置促進や研修の開催、アドバイザー派遣等による人材育成の支援 - 児童家庭支援センターが、こども家庭センター等に対する専門的な助言や援助など地域支援を十分に行えるよう設置の促進や機能強化等を実施 (3) 関係機関との連携強化 - 子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を実施	児童福祉司・児童心理司の配置数 ※カッコ内は配置基準人員 (R5)児童福祉司 69人(76人) 児童心理司 32人(37人) ⇒ (R11) 国の配置基準人員の配置 こども家庭センター設置市町数 (R5) 2市 ⇒ (R11) 全市町 児童家庭支援センター設置箇所数 (R5) 1か所 ⇒ (R11) 4か所
【子ども家庭相談センター】 - 児童福祉法に基づく児童相談所。非行や虐待、障害など、18歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導、市町への技術的援助や助言等を行う。 【こども家庭センター】 - 市町村において、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関 【児童家庭支援センター】 - 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助等を行う機関			

第5章 計画の推進に向けて

1. それぞれが果たす役割	(1) 県の役割 (2) 市町の役割 (3) 関係機関の役割 (4) 県民の役割
2. 計画の推進体制	- 県全体で関係機関が相互に連携を図りながら、児童虐待防止の総合的な施策の推進 - 県域における福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、連携を図りながら、計画を推進 - 県民に計画を積極的に周知するとともに、児童虐待の発生予防、未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の再構築、自立支援等にあたっては、市町や警察等の関係機関、関係団体等と連携
3. 点検評価・進行管理・計画の見直し	- 毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において報告、その結果を広く県民に公表、翌年度以降の施策への反映、社会情勢の変化等に対応した実効性のある計画を推進 - 国の制度改正や社会経済の情勢、本県の児童虐待を取り巻く状況の変化等に対応するため、本計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映